

平成26年第4回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成26年12月3日(水曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 榎本 真弓	2番 森本 信明	3番 小宮山正儀
4番 土屋 春江	5番 西藤 努	6番 田中 三江
7番 橋本 昭	8番 山浦 妙子	9番 箕輪 修二
10番 宮下 典幸	11番 小池美佐江	12番 滝沢寿美雄

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸	副町長 森澤光則	教育長 塩沢勝巳
総務課長 笹井恒翁	町づくり推進課長 青井義和	
産業振興室長 中村茂弘	町民課長 羽場幸春	
農林課長 小平春幸	建設課長 武重栄吉	観光課長 今井一行
教育次長 宮坂 晃	会計室長 市川清子	
たてしな保育園園長 中谷秀美	総務課長補佐 遠山一郎	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 長坂徳三	書記 伊藤百合子
-------------	----------

1. 会議録署名議員の指名

7番 橋本 昭
8番 山浦 妙子

散会 午後0時00分

(午前10時00分 開会)

議長（滝沢寿美雄君） おはようございます。定刻に達し、定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第4回立科町議会定例会を開会します。

これより、12月3日、本日の会議を開きます。

本定例会に出席を求めた説明員は、理事者、教育長、関係課長です。

次に、本日の会議において蓼科ケーブルビジョンに議場固定カメラから町長招集挨拶の撮影と、広報たてしなの取材撮影を、それぞれ許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（滝沢寿美雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を議長において行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番、橋本 昭君、8番議員、山浦妙子君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

議長（滝沢寿美雄君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期については、橋本 昭議会運営委員長より報告願います。橋本 昭議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

〈7番 橋本 昭君 登壇〉

7番（橋本 昭君） おはようございます。議会運営委員長の橋本です。議会運営委員会より、会期の検討結果について、ご報告申し上げます。

会期につきましては、11月21日、議会運営委員会を開催し、平成26年第4回立科町議会定例会の会期、議事日程、案件の取り扱い方法など、議会運営について検討した結果、今定例会に提出されている案件の状況から、会期は、本日から12月11日までの9日間とすることが適当との結論に達しました。

12月、1月は、来年度予算の編成時期となります。これを踏まえ、各常任委員会におかれましては、本年度の主要事務事業の進捗状況等についても十分かつ慎重な審議をされることを期待し、会期についての報告を終わります。

議長（滝沢寿美雄君） お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月11日までの9日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月11日までの9日間と決定しました。

会期日程の説明を願います。長坂事務局長。

議会事務局長（長坂徳三君） 本定例会の会期日程を、議会運営委員会の検討結果に基づき説明いたします。

本日3日は、町長招集の挨拶、諸般の報告、議案の上程、提案説明を行います。

本会議終了後、全員協議会を第1委員会室で行い、全員協議会終了後、議会だより編集委員会を行います。

2日目、4日は、午前10時に開会し、議案質疑、委員会付託を行います。午後2時から、社会文教観光常任委員会を第1委員会室で開催し、付託案件の審査を行います。

3日目、5日は、午後2時より、総務経済常任委員会を第1委員会室で開催し、付託案件の審査を行います。

4日目、6日と5日目、7日は休会です。

6日目、8日は、午前10時に開会し、一般質問を行います。

7日目、9日は、午前10時に開会し、前日に引き続き一般質問を行います。

8日目、10日は、予備日とします。

9日目、11日は、午後2時に開会し、各常任委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

本会議終了後、第1委員会室において全員協議会を開催します。

以上です。

◎日程第3 町長招集のあいさつ

議長（滝沢寿美雄君） 日程第3、町長招集のあいさつ、小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君） おはようございます。本日、ここに、平成26年第4回立科町議会定例会を招集いたしましたところ、皆様にはご出席を賜り、感謝申し上げます。

ことしは、長野県にとりまして大変な1年であったと感じております。

2月の豪雪に始まり、南木曾町の土砂災害、9月には御嶽山の突然の噴火によりまして、戦後最大となる火山災害となりました。

また、先月の22日には、県北部を中心に震度6弱の地震が発生をいたしました。当町でも震度4でございましたけれども、幸い被害はなく、安堵しているところであります。

白馬村、小谷村、長野市等を中心にけがをされた方や、家屋・財産に多くの被害を受けられた皆様の初め、関係者に衷心よりお見舞いを申し上げます。

師走に入り、1年の締めくくりの時期となりました。日に日に寒さも増してまいります。健康には十分ご留意をいただきたいと思っております。

さて、国政は、去る11月21日、衆議院が解散され、昨日2日公示、14日投開票と決

まり、総選挙に入っております。

安倍内閣が掲げる経済政策アベノミクスは、経済再生を目指し、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間活力を喚起する成長戦略という「3本の矢」による継続の是非を中心に進んでおります。

このような中、景気には停滞感があり、国民の消費力を一層強くするためとして、来年10月の消費税率10%の引き上げを平成29年4月に先送りする考えを表明しております。

また、地方創生は「豊かで明るく元気な国」にするために、地方の目線で地方のやる気を引き出すため検討すると明言をしております。国民の生活が真に豊かになったと実感できるよう、期待をしております。

また、一方、経済政策にかすみがちではありますが、国の最重要政策であります集団的自衛権行使容認を含む安全保障政策や、原子力発電所再稼働、特定秘密保護法の施行なども国の将来を左右する大変大きな争点であります。

日本が誤りのない道を歩むために、どうか棄権をすることなく、大切な一票を行使していただくようお願いしております。

次に、当町の主要産業であります農業を取り巻く情勢も混沌としております。

現在、交渉が行われているTPP交渉は難航をきわめ、現在見通しが立たない状況であります。政府には、日本の農業を守るべく毅然と交渉に当たってほしいと思っております。

不況にあえぐ地域の国民のために、経済立て直しの国家戦略を早急に確立し、閉塞状況を打破し、地域が、国民が一刻も早く元気を取り戻すようお願いしております。

さて、本年も1年の仕上げの時期となりました。10月から11月にかけて、5日間にわたり、地域懇談会を開催し、町民の皆さんと膝を交えての意見交換を行いました。いただいたご意見は、今後の町政に生かしてまいりたいと考えております。

それでは、本年度9月以降の事業進捗の状況を申し上げます。

まず、立科教育につきましては、取り組みが進んでまいりまして、TT授業を行うだけでなく、全国レベルで実施をされます学力実態調査などの客観的な物差しを利用して、児童生徒の学力実態の把握や、教員が自分の授業を点検する取り組みも行っており、学校間連携の利点があらわれております。

また、中学校では「家庭学習の手引き」を初めて作成し、より一層確かな学力の定着を進めているところであります。

次に、ごみ処理についての取り組みであります。10月に佐久市・北佐久郡環境施設組合が設立をされまして、新クリーンセンター建設に向けて本格的に始動をいたしました。

また、並行して佐久新斎場の建設も始まり、今後、両施設が予定どおりの完成・稼働を願っておるところであります。

次に、生活基盤の整備につきましては、平成23年度から4年間の継続で実施してまいりました水道事業の中央監視設備更新工事、白樺高原下水道の雨水等流入防止のための管路施設マンホール修繕工事が完了をいたしました。今後、より一層の有効活用を図ってまいりたいと思っております。

次に、安全・安心な地域づくりに向け、災害情報等町内全域を網羅した伝達手段として、防災行政無線によります屋外拡声器の整備事業を進めているところでございます。この事業によりまして、立科町の防災対策がまた一步前進し、充実することになります。

次に、農業関係では、梅雨明け以降、大きな災害に見舞われることもなかったわけでありまして、稲作においては、平年を若干下回る作況指数となってしまいました。あわせて米価の下落が農業経営に大きな影を落としております。

また、リンゴ等果樹につきましては、順調に生育をし、平年並みの収穫量が確保され、この秋を迎えることができました。

次に、観光関係では、喫緊の課題であります索道事業につきまして、今後の方向性を研究していただくことができました。索道事業、スキー場等でありまして、あり方研究会議によりまして、11月21日、研究会議委員長の三田育雄先生より答申を受けたところでございます。

答申の内容は、今後の策道事業は指定管理制度で行うことが適正であるとした上で、指定管理で行うには、索道運行だけの指定管理ではスキー場経営には不十分であり、通年の複合型事業への転換が必要であり、その取り組みとして、スキー場の多目的高度利活用や総合観光センターの商業施設への機能転換を含む従来にとらわれない新たな発想でのマネジメント体制をつくり上げ、本格的な民活による取り組みを進めることの旨を答申をいただきました。

この答申をもとに、今後、具体的に町民的な議論をして、索道事業の改革を図ってまいります。

次に、高齢者福祉につきましては、昨年、社会福祉法人となりましたハートフルケアたてしなの移転増床計画であります。新徳花苑併設通所介護施の新築工事が先月着工となりまして、年度内には完成する予定であります。町有林のカラマツ材を使用したぬくもりのある建物になると期待をしているところであります。町民皆様の多くの方々が一日も早い利用を待ち望んでおります。早期の完成を目指し、高齢者福祉の充実に全力を尽くしてまいります。

次に、ことし2月の豪雪では、住民の皆様及び関係の皆様のご理解・ご協力によりまして、住民生活に混乱を最小限にとどめることができました。このような事態が再び起きないよう願うものでありますけれども、有事の際を考慮し、北安曇郡小谷村と豪雪時の応援体制の構築をするよう進めております。これは、豪雪時に大型除雪車両を当町に派遣をしていただくというものであります。

これら以外の諸事業につきましても、議会の皆様、町民皆様の理解、ご支援を賜り、26年度末に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。

さて、12月は、平成27年度の町予算の編成期であります。先月20日に予算編成会議を開催し、職員に対し、編成方針を示したところでございます。

予算編成に当たりましては、平成27年4月に町長選挙が実施される予定でありますことから、例年、実施している経常的な事務事業などに係る経費を中心とした、いわゆる骨格予算を編成することといたしました。

予算編成における重点項目は、平成26年度と同様の6項目であります。

1つ目は、子育て支援であります。安心して子育てができる充実した子育て支援のまちづくりに向けた施策。

2つ目は、立科教育であります。保育園から小学校、中学校、蓼科高校まで一貫した方針のもとに、生きる力を培う教育支援のまちづくりに向けた施策。

3つ目は、環境であります。住みよい地域の生活環境の創生を進めるとともに、自然環境を守るまちづくりに向けた施策。

4つ目は、産業振興支援であります。地域の農畜産物資源や蓼科の水や自然、町の歴史、文化を生かした産業振興支援のまちづくりに向けた施策。

5つ目は高齢者福祉であります。いつまでも元気に暮らしたいを支援するまちづくりに向けた施策。

6つ目は、将来への投資であります。町の魅力や価値を高め、将来の税収の増加に寄与する取り組みなど、予算の編成には積極的な取り組みをするよう指示いたしました。

続いて、来年度の財政見通しであります。まず歳入では、自主財源である町税や財産収入は好転する要素が乏しく、長引く景気の低迷、急激な人口の減少によりまして、引き続き低減が見込まれます。

また、景気が一定の回復を示したとしても、税収の大きな伸びは期待できないと思われることから、依存財源の多くを占める地方交付税については、前年より増額となることは難しく、引き続き厳しい状況を見込んでおります。

歳出においては、高齢者人口の増加に伴う社会保障関係経費の補助費、老朽化に伴う公共施設の維持管理費などが増加すると見込んでおります。依然として、経常的経費の占める割合が高い構造となっていると予想しております。

27年度においても、本年同様の厳しい財政運営を強いられることから、予算編成においては、事業実績を踏まえ、全ての施策・事務事業について目的を明確にする、ゼロベースからの検討、職員が一丸となった良質な住民サービスの持続、重点項目の着実な実施を心がけ、懸案事項の解消に向け、町民ニーズを的確に捉え、町民の期待に応える予算を編成することといたしました。

さて、いよいよスキーシーズンであります。ことしのスキー場オープンは13日の予

定であります。27日には、冬山従事者説明会に私も同席し、今シーズンの安全操業ができますよう、また、スキー場オープンに合わせ、雪づくりなど全力で準備を進めていただくようお願いをいたしました。

今シーズンも多くのスキーヤーの皆さんが訪れ、ことしの自然公園が昨年以上の活況となることを期待申し上げる次第でございます。

続きまして、本定例会にご提案申し上げます案件は、条例8件、一般会計ほか補正予算4件、専決処分の承認1件、第5次立科町長期振興計画基本構想の策定1件、佐久圏域水道水質検査協議会規約変更1件であります。

今回の一般会計補正予算（第7号）では、民生費・保育所費の中で、旧保育園記念碑設置の予算を盛っております。今後、保育園跡地を整備していくに当たりまして、この史跡を後世に残したいと考えております。

このほか、それぞれ提案いたします案件については、担当課長から説明をさせます。以上で、12月定例会の招集の挨拶といたします。

続きまして、9月定例会以降につきましても主な町長諸般の報告を申し上げます。

9月19日には、立科町戦没者追悼式が行われ、304名の御霊に黙禱及び式辞を申し上げたところであります。

26日には、豊島区よりふくろ祭りにご招待を受け、副町長が出席をしております。

29日には、北佐久行政連絡協議会に出席をしております。

10月1日には、佐久市北佐久郡環境施設組合設立式典が行われ、新クリーンセンター事業が本格的にスタートをいたしました。

2日には、上田市立美術館開館記念式典にご案内をいただき、出席をしております。また、第5次長期振興計画懇談会を開催し、素案の検討をしております。

3日には、佐久広域連合議会第3回定例会が開催され、平成25年度決算関係及び平成26年度補正予算等をお認めいただきました。また、同日には、スマートヴィラ白樺湖畔構想推進委員会に出席をしております。

4日には、たてしな保育園第2回の運動会に出席し、未来を担う子供たちの元気で健やかな成長に感心をしたところであります。

6日には、白樺湖下水道議会に出席をしております。

8日には、東信地区交通災害共済組合議会が開催され、出席をしております。

11日には、第39回の女神湖歩け歩け大会が行われ、134名の参加者に激励の挨拶を申し上げたところであります。

19日には、川西柔剣道大会及び中山道ウォーク in たてしなが開催され、ともに激励を申し上げます。

20日は、農業振興会議に出席しております。

21日には、第5回臨時議会を招集し、財産の取得についてお認めをいただきました。

22日には、県町村会定期総会が開催され、出席をしております。また、同日、国道

254号道路整備促進期成同盟会によります県要望並びに豪雪災害の県要望を行いました。

23日には、北佐久郡行政連絡会議に出席をしております。

27日には、西部地区の地域懇談会を開催し、ご意見・要望などをお聞きいたしました。今後の町政に生かしてまいりたいと考えております。

28日は、電算システム共同化委員会に出席をしております。

30日には、東部地区の地域懇談会を開催し、ご意見・ご要望をお聞きしております。

31日には、県町村会政務調査会建設部会が開催され、出席をしております。

11月4日には、佐久市北佐久郡環境施設組合第1回臨時議会が開催をされ、組合の運営等についてお認めをいただきました。

5日には、国道142、254号期成同盟会総会と東信農業共済組合第3回正副組合長会議、またそれぞれに出席し、夜には茂田井地区の地域懇談会を開催し、ご意見・要望などをお聞きいたしました。

6日には、立科町防災会議を開催いたしました。

7日には、立科地区地域懇談会を開催し、出席をしております。

8日には、第38回立科町商工祭に出席し、ご挨拶を申し上げたところであります。

9日には、第5回立科の味「料理コンテスト」が開催され、本年は地元産のリングを使い、工夫された作品を評価するとともに、応募された皆様のご協力に感謝を申し上げます。

11日には、南部地区地域懇談会に出席をしております。

14日には、第5回議会臨時会を招集し、防災行政無線施設整備に係る補正予算をお認めいただきました。同日、建設業連合会の皆様によりまして、町内3カ所のボランティア清掃が行われ、感謝と御礼を申し上げたところであります。

13日には、部落解放・人権政策確立市町村要請行動が行われ、要請に対する町の取り組みを申し上げ、意見交換をいたしました。

19日には、全国町村長大会が開催され、出席をしております。また、都市での長野県のPRの拠点の一つであります銀座NAGANO信州シェアスペースにおいて、立科町と東信州中山道連絡協議会の共催によります東日本中山道PRイベントが開催され、激励に訪問をいたしました。

20日には、平成27年度予算編成会議を行い、予算編成方針について、係長以上職員に指示をいたしたところであります。

21日には、東信農業共済組合理事会及び畜産診療所運営委員会が開催され、出席をいたしました。また、同日、議会運営委員会が開催され、出席をしております。

25、26日には、関西方面に企業誘致に出向いております。

28日には、国道142号、254号道路整備促進期成同盟会によります建設部長要望をし、引き続き、県道牛鹿望月線や町内河川についても町独自で要望をいたしてまいりまし

た。

29日には、農産物、特にお米でございませうけれども、の販売促進のために、清瀬市ひまわり祭りに出向き、交流を深めてまいりました。

30日には、蓼科すずらん会の総会に出席し、立科町の発展のためにご尽力をいただいていることに感謝を申し上げ、引き続きご協力をお願い申し上げてまいりました。

昨日は、冬山開きに参加をし、今シーズンの安全と、多くのお客様が訪れるよう祈念をしてまいりました。

以上で、町長諸般の報告といたします。

◎日程第4 議会諸報告

議長（滝沢寿美雄君） 日程第4、議会諸報告を行います。

議長の報告は、配付いたしました議長諸般の報告をもって報告とします。

次に、西藤 努総務経済常任委員長、報告ありますか。

5番（西藤 努君） 5番、西藤です。それでは、総務経済委員会行政視察報告を申し上げます。

10月16日、17日、農業審議会では農業振興に係る6次産業化について、豊岡村の加工所施設を視察してまいりました。

また、宮田村におきましては、山ブドウ栽培を推進し、農業振興に取り組んでいる状況を視察しております。

10月15日、10月21日、第3回議会における継続事項について審査を行っております。以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 次に、土屋春江社会文教観光常任委員長、報告ありますか。

4番（土屋春江君） 4番、土屋です。それでは、社会文教観光常任委員会行政視察報告をいたします。

10月4日、立科教育事業に鑑み、神奈川県横浜市教育委員会へ、横浜教育ビジョンによる横浜の子どもの実現を目指した取り組みの一環である義務教育9年間の連続性を図った横浜型小中一貫教育についての視察を行いました。

10月9日、同じく神奈川県葉山町へ、佐久市北佐久郡環境施設として、平成30年度新クリーンセンター完成に伴い、今後ますますごみの減量化が重要になることから、住民、行政が協働でゴミゼロ（ゼロ・ウェイスト）に取り組む、成果を上げている葉山町を視察いたしました。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） これで、議会諸報告を終わります。

◎日程第5 議案第80号～日程第6 議案第81号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第5 議案第80号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例制定について、及び日程第6 議案第81号 立科町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定についての2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。笹井総務課長、登壇の上、説明願います。

〈総務課長 笹井 恒翁君 登壇〉

総務課長（笹井恒翁君） おはようございます。それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第80号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございますけれども、民間給与が公務員給与を上回るマイナス格差を解消するため、給料表を平均0.27%、期末勤勉手当を年間0.15カ月引き上げる県人事委員会勧告を受け、改正をするものでございます。

改正の内容でございますけれども、第30条は勤勉手当の額の規定でございます。同条第1項第1号は、一般職員及び課長職に係るもので、12月支給額を0.15カ月増、同項第2号は、再任用の一般職員及び課長職に係るもので0.05カ月の増に改めるものでございます。この改定によりまして、570万円ほど増額ということになります。

附則第13項につきましては、給料月額の特例を規定したものでございまして、課長職の中で附則第10項の規定を受ける者について、これ減額措置でございますけれども、勤勉手当基準額が減額後の額となります。

また、別表の改正につきましては、条例第5条に規定する給料表を改めるものでございます。

附則としまして、施行期日でございますが、平成26年4月1日からの遡及適用をするものであり、第30条の規定は平成26年12月1日適用とするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますよう、お願いを申し上げます。

続きまして、議案第81号 立科町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の中で、第7条第2項中、100分の155を100分の170に改めるというものでございますけれども、一般職の職員の給与に関する条例改正と同様でございまして、県人事委員会の勧告により改正をするものでございます。

改正の内容につきましては、第7条第2項は期末手当の額の規定でございます。任期付職員の12月支給額を0.15カ月引き上げるものでございます。

附則としまして、施行期日でございますが、平成26年12月の1日から適用するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますよう、お願いを申し上げます。

◎日程第7 議案第82号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第7 議案第82号 立科町国民健康保健条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。羽場町民課長、登壇の上、説明願います。

〈町民課長 羽場 幸春君 登壇〉

町民課長（羽場幸春君） 議案第82号 立科町国民健康保健条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

国民健康保険では、被保険者が出産した際、健康保険法施行令に基づき、出産育児一時金39万円に、出産事故で子供が重い脳性麻痺になった際に補償金を支払う制度である産科医療補償制度の掛金3万円を加算し、計42万円を支給していますが、健康保険法施行令の改正により、平成27年1月1日から、産科医療補償制度の掛金の額を現在の3万円から1万6,000円に見直すことを、出産育児一時金の総額が42万円に維持されることを受けまして、条例第5条第1項中、出産育児一時金の金額について、現行の39万円を40万4,000円に改めるものです。

また、平成24年4月に国民健康保険法が一部改正され、平成27年4月1日から適用される部分があり、第8条第1項中の保険事業の根拠法令に条ずれが生じますので、今回あわせて改定し、第8条関係の改定につきましては、適用が平成27年4月1日であることから、条例の改定につきましても、平成27年4月1日から施行するものです。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第8 議案第83号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第8 議案第83号 立科町陣内森林公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。小平農林課長、登壇の上、説明願います。

〈農林課長 小平 春幸君 登壇〉

農林課長（小平春幸君） 議案第83号 立科町陣内森林公園条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成12年に設置をいたしました森林公園ですが、現在は使用許可にて使用しております。その管理につきまして、地方自治法第244条に規定する指定管理者による管理を行わせることができることとするための改正と、一部字句を改正をするものであります。

また、設置場所についても、大字陣内であったものを地番まで明記をしたものであります。

以上、ご説明いたしました、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎日程第9 議案第84号～日程第10 議案第85号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第9 議案第84号 立科町観光施設条例の一部を改正する条例制定について、及び日程第10 議案第85号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定についての2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。今井観光課長、登壇の上、説明願います。

〈観光課長 今井 一行君 登壇〉

観光課長（今井一行君） 議案第84号 立科町観光施設条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町観光施設条例（昭和45年立科町条例第22号）の一部を次のように改正するものでございます。

第2条の2につきましては、施設の管理者を明確にするためのものでございます。

第3条、第4条は、使用しようとする者に統一をし、人格のない団体等での申し込みを可としているため、漢字の「者」から「もの」に改正するものでございます。

第6条は、使用料の減免規定と割増使用料の規定を整理するものでございます。割増使用料につきましては金額には変更はございません。

第7条は、見出しを委任に改め、同条を第99条とします。新たに加えます第7条は、特別な場合を除き、申し込み時に納付した使用料は還付しないことを明確にするものでございます。

第8条は、指定管理者による管理を行わせることができるようにするための改正でございます。指定管理者に管理を行わせることのできる業務は、1としまして、施設の運営及び管理に関する業務、2としまして、施設の使用許可に関する業務、3としまして、施設の利用促進に関する業務、4で、その他町長が必要と認める業務ということでございます。

指定管理者は、施設の利用に関する料金を利用料金として指定管理者の収入として収受することができるものとし、その利用料金は直営の場合の使用料の範囲内とするものでございます。

第5項は、指定管理者の管理による場合の読みかえ規定でございます。

別表につきましては、中学生以上を大人として取り扱っております。そのことを明確にし、また、蓼科園地のイベント使用に関して徴収している料金の徴収根拠を明確にするための改正でございます。

附則としまして、施行期日は27年4月1日でございます。

よろしくご審議の上、お認めいただけますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第85号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

第1条につきましては、引用法令であります自然公園法の第46条が第58条に改正されておりますための改正、地方自治法について条文番号まで特定をするものでございます。

第2条につきましては、709番地が709の1と709の4に分筆されているために、現存する地番に修正をするもの、そして自然園をその後の条文の中で略称として定義するためのものでございます。

第3条及び第4条につきましては、オリエンテーリング参加料の徴収根拠と金額を本条例にて明確にするための改正でございます。

第5条は、入園料の減免を条例でより具体的に規定するための改正です。町内の小中学生が学校の先生や地域の育成会等の授業で入園する場合、町内の各種団体が30名以上で、住民が自然に親しみ健全な心身の育成に寄与する目的で入園する場合、その他町長が特に必要と認めた場合に減免とするものでございます。

第6条は、第6条を第7条とし、「この条例を定めるもののほか必要な事項は町長が別に定める」と改定し、新第6条として、八ヶ岳中信高原国定公園内にあります御泉水自然園についての禁止行為を自然公園法に準じて規定するものでございます。

別表2は、オリエンテーリングの利用料金表でございます。大人は300円、小中学生は150円、小学生未満は無料とします。これは入園料と同額でございます。

附則として、この条例の施行期日は平成27年4月1日です。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第11 議案第86号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第11 議案第86号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。笹井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 笹井 恒翁君 登壇〉

総務課長（笹井恒翁君） 議案第86号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、その一部の児童扶養手当法が平成26年12月1日より施行されることにより、条例の一部を改正するものでございます。

内容は、附則の改正で、他の法律による給付との調整でございます。条及び項ずれについて改正をするものでございます。

この条例の施行期日は、平成26年12月1日からの適用でございます。

ご審議の上、議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

◎日程第12 議案第87号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第12 議案第87号 立科町保健師修学資金貸付金免除条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。羽場町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 羽場 幸春君 登壇〉

町民課長（羽場幸春君） 議案第87号 立科町保健師修学資金貸付金免除条例を廃止する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町保健師修学資金貸付金免除条例は、立科町保健師修学資金貸付貸与規定で、卒業後、立科町において保健師の業務に従事しようとする者に対し、修学資金として30万円が申請により貸与されます。

この条例により、その貸付金に係る償還債務を当町の保健師として2年間継続して業務に従事した等の理由で免除するものです。関係する立科町保健師修学資金貸与規定及び、この条例は昭和53年に、当時数少ない保健師を採用するために設けられたものです。

しかし、社会情勢の変化等により、保健師がふえたことに加え、資格のある行政職が従事する場合や準職員による採用など、従事形態の多様化により、この制度に不均衡が生じたため、規定を廃止し、あわせてこの条例も廃止するものです。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第13 議案第88号

議長（滝沢寿美雄君） 次に、日程第13 議案第88号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度立科町一般会計補正予算（第6号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。笹井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 笹井 恒翁君 登壇〉

総務課長（笹井恒翁君） 議案第88号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度立科町一般会計補正予算（第6号）を平成26年11月21日専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。

処分の理由は、11月21日に衆議院が解散をし、選挙日程が決定をしたため、直ちに発注すべきものと看板、入場券、消耗品等になりますけれども、これらの執行経費の

確保が必要となったものでございます。

それでは、補正予算の内容のご説明を申し上げます。

まず、1ページでございますけれども、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,050万円を追加をし、予算総額をそれぞれ50億399万7,000円とするものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

2の歳入でございますけれども、県の委託金でございます。基準に基づき算定した金額1,050万円を計上いたしました。

5ページ、3の歳出でございますが、2款総務費で衆議院議員選挙執行経費を基準に基づき、それぞれ計上をいたしました。

以上、ご説明を申し上げましたが、お認めいただきますようお願いを申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） これから本案の質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第88号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度立科町一般質問補正予算（第6号）について）は、原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩とします。再開は11時15分からです。

（午前10時58分 休憩）

（午前11時15分 再開）

議長（滝沢寿美雄君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

◎日程第14 議案第89号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第14 議案第89号 平成26年度立科町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

笹井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 笹井 恒翁君 登壇〉

総務課長（笹井恒翁君） 議案第89号 平成26年度立科町一般会計補正予算（第7号）について、内容のご説明を申し上げます。

1 ページでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,193万円を追加をし、総額を50億1,592万7,000円とするものでございます。

次に、7ページをお開きください。

2の歳入でございますけれども、12款分担金及び負担金は、1目民生費負担金で佐久市からの広域入所児童1名分の計上でございます。

14款国庫支出金1目民生費国庫負担金でございますが、400万円。

それから8ページ、15款県支出金1目の民生費県負担金200万円、この国県につきましては、障害者支援事業増に伴う負担金を増額計上いたしました。負担率、補助率は国2分の1、県4分の1でございます。

2項県補助金3目農林水産業費県補助金は、多面的機能支払い交付金の交付額決定による増額を計上いたしました。

6目教育費県補助金でございますが、ビューポイント整備事業、具体的には風の子広場四阿改修工事の採択による補助金を新たに計上いたしました。補助率は事業費の3分の2でございますが、限度額30万円ということで、教育費のほうに充当をいたします。

3項委託金1目総務費委託金でございますが、県知事選挙、それから県議会議員補欠選挙費の確定による減額を計上いたしました。

9ページでございます。

16款財産収入1目不動産売り払い収入につきましては、旧若草保育園駐車場460平方メートルを売却する経費を計上いたしました。

17款寄附金1目総務費寄附金は、ふるさと寄附金でございます。現在、住みよい町づくり事業、現在といたしますか、補正の件数ですが、住みよい町づくり事業で56件、蓼科山・蓼科の水事業で39件、旧跡遺跡を後世につなげる事業6件、合計101件分、191万円を増額するものでございます。

3目教育費寄附金につきましては、町内の法人2社からの寄附金があり、計上をいたしました。

20款諸収入1目雑入につきましては、農業者年金事務委託金で実績による交付額決定による増額でございます。

次に10ページをお願いいたします。

3の歳出でございますが、全款にわたり、県人事委員会勧告による職員給与の補正及び単価改正に伴う準職員賃金の補正を計上してございます。以後は省略をさせていただきます。

2款総務費1目一般管理費は、8節報償費でふるさと寄附金お礼品代と事務経費の補正でございます。

11ページ、3目財産管理費は、寄附をいただいたふるさと寄附金の基金積立金191万円が主なものでございます。

4目交通安全対策費につきましては、道路カーブミラー設置修繕費用を計上いたしました。

5目企画費では、豊島区との交流事業内容の変更による21万7,000円を減額をいたしました。

6目諸費は、法人町民税予定納税に係る還付金の増額計上でございます。

9目地理空間情報活用推進費は、農地・水・環境保全向上活動推進交付金が活用できることとなったため、振りかえによる減額でございます。

13ページをお願いいたします。

4項選挙費3目県知事選挙費及び14ページ、5目農業委員会委員選挙費につきましては、それぞれ実績により減額をするものであります。

15ページ、3款民生費2目障害者福祉費につきましては、障害福祉サービス費の増額、サービスの増がございまして、800万円の増額が主なものでございます。

16ページをお願いいたします。

2項児童福祉費3目保育所費は、旧保育園記念碑設置工事費250万円を新たに計上をいたしました。

17ページ、3項高齢者福祉費2目高齢者福祉事業費は、高齢者共同住宅あんしんでシロアリが発生をし、この駆除のための経費の計上でございます。

続きまして、18ページを飛びまして19ページをお願いいたします。

5款農林水産業費1項8目農地・水・環境保全向上対策費は、総務費からの振りかえによる使用料の増が主なものでございます。

3項2目農道維持費でございますが、生コン舗装補助金の増額計上をいたしました。

20ページをお願いいたします。

6款商工費2項4目蓼科牧場費は、財源内訳の変更のみでございます。

21ページ、7款土木費2項1目道路維持費は、小規模修繕箇所15カ所450万円並びに除雪委託料の見直しによる委託料として331万4,000円の増額計上が主なものでございます。

2目道路新設改良舗装費でございますが、町道平林真蒲線真蒲橋添架設計業務委託料442万8,000円を計上いたしました。

22ページをお願いいたします。

5項1目下水道総務費でございますが、一部事務組合への負担金調整と特別会計への繰出金548万円の減額の補正でございます。

23ページ、8款消防費4目防災費は、太陽光パネル設置のための屋根接続部補強工事費として324万円を増額計上いたしました。

9款教育費2目事務局費は、蓼科高校育成会への補助金200万円を計上いたしました。

た。歳入で寄附を受けたものでございます。

24ページをお願いいたします。

2項小学校費1目学校管理費は、ガス漏れ検知器設備の改修工事費54万2,000円を新たに計上し、2目の学校給食費は、実績により備品購入費分156万7,000円を減額をするものです。

3項中学校費1目学校管理費は、実績により86万円を減額をいたしました。

26ページをお願いいたします。

6項4目権現の森公園管理費でございますが、ビューポイント整備事業補助金を活用した風の子広場四阿修繕費37万8,000円の増額計上でございます。

11款公債費1目元金は、元利均等償還をしております、利率の減額見直しによる元金の増、2目の利子は、利子確定による減額の計上でございます。

予備費につきましては、歳入歳出とも差額735万5,000円を予備費で調整をいたしました。

説明は以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

◎日程第15 議案第90号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第15 議案第90号 平成26年度立科町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

羽場町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 羽場 幸春君 登壇〉

町民課長（羽場幸春君） 議案第90号 平成26年度立科町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

補正予算（第2号）は、歳入歳出予算総額にそれぞれ164万6,000円を追加し、予算の総額を8億3,253万7,000円とするものであります。

5ページをお願いいたします。

まず、歳入であります。4款国庫支出金、5款支払基金交付金、6ページに移りまして、6款県支出金、10款繰入金では、それぞれ現年度分の給付費実績見込みと、県人事委員会勧告による包括的支援事業2事業の人件費分増による補正であります。

次に、歳出であります。7ページをお願いいたします。

1款総務費のうち1目一般管理費では、通信事務等に係る補正、2款保険給付費1項介護サービス等諸費では、施設介護サービス給付費の実績見込みによる増額、8ページに移りまして——失礼いたしました。減額でございます。8ページに移りまして、2項介護予防サービス等諸費では、居宅介護サービス給付費等に係る増額、

4 款地域資源事業費では、県人事委員会勧告による包括的支援事業 2 事業における職員給料等の増による補正であり、6 款予備費で調整するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第16 議案第91号～日程第17 議案第92号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第16 議案第91号 平成26年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について及び日程第17 議案第92号 平成26年度立科町水道事業会計補正予算（第3号）についての2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

武重建設課長、登壇の上、願います。

〈建設課長 武重 栄吉君 登壇〉

建設課長（武重栄吉君） それでは、議案第91号 平成26年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をいたします。

1 ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ548万円を減額し、予算の総額をそれぞれ4億5,807万8,000円とします。

4 ページをごらんいただきたいと思います。

歳入ですが、5 款繰入金の一般会計繰入金を548万円減額します。これは、5 ページ、歳出の下水道費の中にあるとおり、各管理経費で消費税の減額が見込まれる分を償還金利子に充当することによるものであり、歳出では、給与改定による一般職給与の増額に伴い、1 款下水道費と 2 款公債費の充当財源の振りかえを行うものでございます。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第92号でございます。平成26年度立科町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をいたします。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

収益的収入及び支出ですが、第2条、平成26年度立科町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。

第51款水道事業費用の第1項営業費用を270万5,000円増額し、2億3,166万円とし、第4項予備費から充当いたします。

次に、資本的収入及び支出、第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,866万4,000円を、1億3,887万8,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正します。

第71款資本的支出の第1項建設改良費を21万4,000円増額し、9,458万7,000円とし

ます。また、給与改定に伴いまして、議会の議決を得なければ流用することができない経費、第4条、予備費、第5条中の職員給与費でございますが、2,097万6,000円を2,119万4,000円に改めます。内訳は、2ページをごらんいただきたいと思ひます。

第2条について、01目原水及び上水費では、修繕費及び負担金02目配水及び給水費で修繕費の増額が主なもののほか、給与改定によるものでございます。なお、02目配水及び給水費の委託料で当初予定しておりました温井配水池の導水管砂対策調査設計につきましては、一旦取りやめまして、より詳細なデータを把握するため、カメラによる配水管内の調査を実施する予定であります。

第3条の内訳は3ページをごらんいただきたいと思ひます。

03目営業設備費で南平配水池の次亜塩素用ポンプを更新するものです。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第18 議案第93号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第18 議案第93号 平成26年度立科町索道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

今井観光課長、登壇の上、願ひます。

〈観光課長 今井 一行君 登壇〉

観光課長（今井一行君） 議案第93号 平成26年度立科町索道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

平成26年度立科町索道事業特別会計補正予算（第2号）は、収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第51款索道事業費用の予算額は増減なく、4億5,959万2,000円でございます。

第1項営業費用の34万3,000円を増額し、同額を第4項の予備費で調整させていただきます。

第3条でございますが、議会の議決を得なければ流用のできない経費としまして、職員給与費2,648万円を2,680万8,000円に改めるものでございます。

2ページをお開きください。

支出、51款索道事業費用の総額に増減はありません。

第1項営業費用の第1目リフト営業費用を43万4,000円増額し——34万3,000円に3,000円増額し、1,723万——1億7,232万9,000円に改めるものでございます。第1節給料は7万8,000円、2節手当は21万5,000円、4節法定福利費は3万5,000円、5節退職組合負担金は1万5,000円、いずれも増額するものでございまして、これは長野県人事委員会勧告によります職員給与費の改定に伴うものでございます。

第4項予備費は、営業費用の増額分34万3,000円を調整し、2,441万5,000円としました。

3ページをお開きください。こちらはキャッシュフローの見込みでございます。

4ページ、5ページは職員給与費明細でございます。

よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第19 議案第94号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第19 議案第94号 第5次立科町振興計画基本構想の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青井町づくり推進課長、登壇の上、願います。

〈町づくり推進課長 青井 義和君 登壇〉

町づくり推進課長（青井義和君） 議案第94号 第5次立科町振興計画基本構想の策定について、提案理由のご説明を申し上げます。

現在策定を進めております第5次立科町振興計画の基本構想について、立科町振興計画基本構想の議会の議決に関する条例（平成26年立科町条例第24号）第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

第5次立科町振興計画は、第1編、序論、第2編、基本構想、第3編、前期5カ年の基本計画で構成されておりますが、議会の議決事項となっております基本構想についてご提案申し上げ、ご説明をさせていただきます。

第5次立科町振興計画につきましては、町民アンケートの実施、公募委員さん参画による検討委員会、また、策定委員会を経て素案を策定、町長より、立科町振興計画審議会に諮問を申し上げ、審議会において6回にわたり慎重に審議いただき、10月26日答申をいただきました。

基本構想は、町の目指す将来像と、その将来像実現のため、施策の基本的な方向を示すものであります。

内容につきましては、目指す将来像として、第3次及び第4次立科町長期振興計画の人と自然が輝く町を継承し、10年後の町の将来像を、「澄んだ空、澄んだ水、住みよき町、笑顔がはずむ、人と自然が輝く町」とし、すばらしい自然の中で住民1人1人が手を取り合い、誰もが笑顔で、住んでよかった、訪れてよかったと思える心よりどころとなる町をめざします。

また、これから目指す将来像の実現のために、基本となる5つの目標を定めております。「健やかに、いつまでも地域で暮らせる町づくり」、「郷土を愛し、心豊かな人を育む町づくり」、「活気ある経済を創造する町づくり」、「豊かな自然とともに暮らす安全安心な町づくり」、「地域の力で活力あふれる町づくり」であります。

なお、本町では人口が直近10年間平均で年間84人減少しております。人口減少時代に突入し、全国的に人口の減少は避けられないことから、さまざまな施策を展開し、その減少を緩やかにし、計画目標年次であります平成36年度末における人口減少抑制目標を7,000人としております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第20 議案第95号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第20 議案第95号 佐久圏域水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

武重建設課長、登壇の上、願います。

〈建設課長 武重 栄吉君 登壇〉

建設課長（武重栄吉君） 議案第95号 佐久圏域水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、提案理由を説明申し上げます。

これは、地方自治法第252条の6の規定により、平成27年3月31日をもって、佐久圏域水道水質検査協議会の構成団体から小諸市外二市御牧ヶ原水道組合を脱退させ、佐久圏域水道水質検査協議会規約を次のとおり変更することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

佐久圏域水道水質検査協議会規約の一部を改正する規約、佐久圏域水道水質検査協議会規約の一部を次のとおり改正します。

題名の次に、第1章から第6章まで、目次を含むほか、先ほど申しあげました小諸市外二市御牧ヶ原水道組合が脱退するため、構成団体を第3条にございますように、南北佐久11市、それから佐久水道企業団、浅麓水道企業団の2団体と、旧13団体でもって構成することにするというものでございます。

以下につきましては、そのための字句の改正等でございますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案の採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第95号 佐久圏域水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、原案のとおり決定、可決されました。

◎日程第21 請願第4号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第21 請願第4号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書の提出を求める請願を議題とします。

本請願の趣旨説明を願います。

紹介議員、1番、榎本真弓君、登壇の上、願います。

〈1番 榎本 真弓君 登壇〉

1番（榎本真弓君） 1番、榎本真弓です。

手話言語法（仮称）の制定を求める意見書の提出を求める請願の紹介議員としての趣旨説明をいたします。

140年前にさかのぼりますが、1880年の聾教育国際会議で、相手の口の動きを読み取る講話法が適しているとされ、日本でも手話での教育が禁止された時代が長く続きました。手話の禁止によって、聾者は言葉を奪われ、尊厳を傷つけられた歴史があります。

2011年8月に改正された障害者基本法の第3条には、全て障害者は可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得、または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることと定められ、手話は言語に含まれることが明記されました。

また、同22条では、国、地方公共団体に対して、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、教育の場、職場で手話を使った情報の提供、コミュニケーションが保障され、自由に手話が使え、社会環境の整備を国として実現する必要があるとあります。

現在は、音声言語中心の社会となっており、例えば、防災無線は聞こえない人にはわからないことも重要な問題です。

また、手話通訳者の養成も重要となります。ニーズは非常に多いのですが、数は足りていません。通訳者は圧倒的に女性が多く、男性が少ない。これは、手話通訳では収入的に生活できないことが理由です。医療や介護など、男性の聾者に男性の通訳が合ったほうが良いケースも多くあります。手話通訳が職業として成り立つ仕組みが求められます。

去る10月22日、長野県庁において、手話言語条例にかかわる意見交換会が行われ、阿部知事より条例制定を早期に目指すよう取り組むとの答弁の報告がされたところで

す。
長野県内では、聴覚障害者数8,385人とのことです。長野県聴覚障害者協会の皆様からの意見を検討しながら、精力的に準備を進めることになるようです。

全国聴覚障害教職員連絡協議会の前田浩会長は、手話を使うことを講話法と対立するものとして排除することは誤りだった。聞こえないこと、手話を使うことを恥とし、豊者として誇りを持ってたくましく生きることを教えず、しかも、読話、発語能力でもって子供たちの人間能力をはかる間違いを犯してきたと言われました。請願要旨にもありますように、手話言語法の制定は、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え

る環境を整え、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を求めるものであります。

なお、請願者である佐久聴覚障害者協会の副会長の岡村和人さんは、佐久エリアを担当され、積極的に活動されています。

以上。

◎日程第22 請願第5号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第22 請願第5号 2015年NPT再検討会議に向けて、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出に関する要請（請願）を議題とします。

本請願の趣旨説明を願います。

紹介議員、8番、山浦妙子君、登壇の上、願います。

〈8番 山浦 妙子君 登壇〉

8番（山浦妙子君） 請願第5号の紹介議員として、提案説明を行います。

2015年NPT核不拡散条約再検討会議に向けて、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出に関する請願は、去る11月18日に原水爆禁止佐久地区協議会代表の望月清泰さんより提出されたものです。

全ての国家は、核兵器のない世界を達成し、維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要があると2010年に開かれた核不拡散条約の再検討会議で決議がされています。

世界では、平和を愛するたくさんの人々の努力がこの4年間なされてきましたが、核保有国の核軍縮は一向に進展せず、逆に核兵器の開発や核の脅威が現実的な課題と

なってくるなど、核廃絶に向けた取り組みには明るい展望が開けてこない現状であります。

世界には、今なお1万7,000発の核兵器が貯蔵され、配備されています。2013年世界125の国が核兵器の残虐性と非人道性を告発して共同声明では、核兵器がいかなる状況のもとでも、決して再び使われないことが人類生存の利益であり、これを保障する唯一の道は核兵器の全面廃絶であると述べています。

この共同声明に日本は賛同したにもかかわらず、国連では核兵器禁止条約締結などを含む決議には、相変わらず棄権の姿勢を取り続けています。

世界で唯一核の惨禍を体験した日本は、その全面禁止を主張する道義的根拠と重い責任があります。また、紛争解決の手段として、武力行使と威嚇を放棄した憲法9条を持つ日本が、核兵器の全面禁止のため行動することは、朝鮮半島の非核化や北東アジアの平和と安全を促進する上でも極めて重要であります。

去る11月10日から11日には、私たちの立科町も加盟している平和首長会議が松本市で開催され、絶対悪である核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現に向けた連帯と行動提起が呼びかけられています。

日本政府が、被爆国にふさわしく、国際社会で核兵器全面禁止条約の交渉開始のために努力することを求めるために、1988年、昭和63年には非核平和宣言をしている当立科町からも町民の総意としての意見書の採択を賜われますよう、よろしく願いいたします。

◎日程第23 陳情第6号～日程第24 陳情第7号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第23 陳情第6号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書及び日程第24 陳情第7号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書は、11月19日までに受け付けをしました。請願及び陳情については、上程をいたしますが、ご意見をお持ちの方は質疑の際にお願いをいたします。

また、審査については、質疑終了後、所管委員会に付託する予定であります。

これで本日の日程は全部終了しました。

これで散会とします。ご苦労さまでした。

この後の日程をお知らせをします。午後1時半から全員協議会を第1委員会室で行います。また、引き続き全協終了後、議会だより編集委員会を同場所で行いますので、委員は参集を願います。

（午後0時00分 散会）